

はじめに

電気通信紛争処理委員会（発足当時の名称は「電気通信事業紛争処理委員会」）は、電気通信設備の接続等に関する電気通信事業者間の紛争を円滑、迅速かつ公正に処理することを目的に、平成13年11月30日に発足しました。

電気通信事業分野では、これまで累次の電気通信事業法の改正等により、電気通信事業者が公正に競争できる環境の整備が進められてきました。公正競争の確保こそ、電気通信サービスの円滑な提供と電気通信の健全な発達の基礎となるものだからです。また、そのためには、電気通信事業者間の競争ルールの整備とともに、紛争が生じた場合に、これを円滑、迅速かつ公正に解決する仕組みの整備が重要です。当委員会はその一環として設置されたものであり、公正さを確保するために、総務省の許認可部門とは独立した専門組織と位置付けられています。

当委員会は、平成13年の発足以来、あっせん・仲裁等の制度により、電気通信事業者間など様々な紛争の解決に当たってまいりました。他方、電気通信分野は、イノベーションと競争環境の進展が著しい分野であり、サービスの高度化・多様化がますます進む中で、紛争事案が複雑かつ困難化しています。こうした状況に的確に対応するため、前述のとおり、いくたびかの電気通信事業法の改正に加え、電波法や放送法の改正によって、当委員会の紛争処理の機能と役割が次第に拡充してまいりました。

前回のマニュアル改訂時以降、当委員会においては、令和6年に1件の総務大臣からの諮問に対する審議・答申を行ったほか、「仲裁法の一部を改正する法律」（令和5年法律第15号）の施行に伴う電気通信紛争処理委員会仲裁準則等の規定の整備を行ったところです。

また、令和7年5月に成立した「電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律」（令和7年法律第46号）が令和8年5月27日から施行されたことに伴い、認定鉄塔等提供事業（インフラシェアリング事業）に係る紛争処理が、更に委員会の事務に追加されることとなりました。

このため、今般、マニュアルを改訂することとし、上記の事項を盛り込んだほか、関係の法令や資料の更新を行いました。

このマニュアルは、通信・放送事業者等の皆様に当委員会を理解していただくとともに、当委員会の紛争処理制度を活用していただけるよう、当委員会が関係する紛争解決のための制度の手続の解説と実際に紛争処理した事例をまとめたものです。

関係各方面において、このマニュアルが更に有効に活用され、円滑な紛争の解決に繋がることを切に期待しております。

令和8年6月

電気通信紛争処理委員会
委員長 笠井 之彦